

議案第39号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月7日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正す  
る。

第2条第22号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関  
係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）により子ども・子育て  
支援法（平成24年法律第65号）が改正されることに伴い、規定の整備を  
行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表（\_\_\_\_\_は、改正点）

改 正 案	現 行 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (現行に同じ。)</p> <p>(22) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(23)～(28) (現行に同じ。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (省略)</p> <p>(22) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(23)～(28) (省略)</p>